

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【公開番号】特開2002-141377(P2002-141377A)

【公開日】平成14年5月17日(2002.5.17)

【出願番号】特願2000-335003(P2000-335003)

【国際特許分類】

H 01 L	21/60	(2006.01)
G 01 T	1/20	(2006.01)
H 04 N	5/32	(2006.01)
H 01 L	31/09	(2006.01)

【F I】

H 01 L	21/60	3 1 1 W
H 01 L	21/60	3 1 1 R
G 01 T	1/20	E
G 01 T	1/20	G
H 04 N	5/32	
H 01 L	31/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月23日(2007.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】可撓性のベースフィルムと、前記可撓性のベースフィルムに配置された複数の配線と、前記配線に接続されたICチップと、を有するTABテープであって、前記ICチップは複数個配置され、前記ICチップと前記配線との接続部における接続ピッチよりも前記ベースフィルムの少なくとも一方に配置された前記配線のアウターリード部のピッチが小さいことを特徴とするTABテープ。

【請求項2】前記複数のICチップは、前記ベースフィルム内で互いに上下、左右方向でずれて配置されていることを特徴とする請求項1に記載のTABテープ。

【請求項3】前記複数のICチップは同一回路構成であることを特徴とする請求項1又は2に記載のTABテープ。

【請求項4】前記ベースフィルムのアウターリード部から前記ICチップまでの距離に応じて当該フィルム上の配線の配線幅が異なることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載のTABテープ。

【請求項5】前記複数のICチップは、前記アウターリード部側から見て互いに重なるように配置されていることを特徴とする請求項1に記載のTABテープ。

【請求項6】前記複数のICチップの幅の合計よりも前記アウターリード部の幅が小さいことを特徴とする請求項1に記載のTABテープ。

【請求項7】センサー基板と、請求項1～6のいずれか1項に記載のTABテープを複数有することを特徴とする放射線撮像装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

【課題を解決するための手段】

本発明の目的は、可撓性のベースフィルムと、前記可撓性のベースフィルムに配置された複数の配線と、前記配線に接続されたICチップと、を有するTABテープであつて、前記ICチップは複数個配置され、前記ICチップと前記配線との接続部における接続ピッチよりも前記ベースフィルムの少なくとも一方に配置された前記配線のアウターリード部のピッチが小さいことを特徴とするTABテープによって達成される。